

## 第31号(令和4年度秋)掲載記事

### 第31回 年金の手取額を知る方法

1. 今年の年金額を知る方法は、毎年実施される年金額改定に基づく年金額改定通知書による。
  - ▶ 厚生年金、国民年金は年金払込通知書
  - ▶ 共済年金は支払通知書
  - ▶ 上記通知書は6月郵送され、6月からいくらかもらえるか知ることができる。
2. 市民税・県民税、公的年金所得に係わる特別徴収税額の決定通知書が6月に郵送される。
3. 毎年6月に通知書等を表に展開して2ヶ月毎の「我が家の年金収入」を理解することが重要である。
4. KKR年金だよりNO131号の参考「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について  
★見方について詳細な解説がある。
5. 利用登録した「ねんきんネット」の利用  
[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)  
夫婦の年金払込通知書を入手できる。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

## 第32号(令和4年度冬)掲載記事

### 第32回 加入記録の漏れが気になる場合

「消えた年金記録」が社会問題化して約10年たちますが、今でも持ち主の見つからない年金記録が多数残っています。こうした記録の中から自分の年金記録が見つければ、年金受給額が増える可能性があります。まずは、自分の年金記録に漏れがないかを確認してみてください。

自宅において詳しい年金記録を知りたい場合は、35歳、45歳、59歳(の誕生日)に送られてくる「ねんきん定期便」や、年金がもらえる年齢の3か月前に届く「年金請求書(事前送付用)」をご覧ください。また、「ねんきんネット」に利用登録をしておけば、パソコンやスマートフォンを通じていつでも年金記録の照会ができます。また、年金事務所の窓口で記録の検索ができます。「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」に空いている期間や誤りがあれば、年金記録に漏れや誤りがある可能性があるため、年金事務所を確認するのがおすすめです。旧姓や昔の勤め

先の情報などをもとに、持ち主の見つからない年金記録の中から自分の記録を探してもらえます。過去の結婚歴や転居歴、職歴などを可能な限り書き出して持っていくと、検索がスムーズです。

検索の結果、該当する記録が見つければ、その場で加入記録の訂正手続きを行います。

こんな方は年金記録に漏れがあるかも！

1. いろいろな名前の読み方がある。
2. 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日を申告した。
3. 単身で転勤を繰り返し、妻に関する届出を失念した。
4. 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。
5. 結婚して姓が変わった。
6. 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
7. 女性自衛官で年金手帳を所持しているが年金番号統合の手続きをしていない。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治